

19章 戦争への序曲

問題 (テキスト p 144 99年 一橋大)

解説

【着眼点】

治安維持法に関する問題である。一橋大の問題では、近代史に対する細部にわたる正確な知識が必要になるので、日々の学習を行う際には、その根拠となる史料をしっかりと押さえておきたい。問4の治安維持法の改定点は、史料を注意深く比較し、改定の理由を考えながら述べていこう。

【知識の整理】

●治安維持法成立の背景

1925（大正14）年4月22日、普通選挙法とほぼ同時に公布された治安維持法は、その後2度改定されている。第一は、1928（昭和3）年6月29日、緊急勅令の形で修正が加えられ、帝国議会の事後承認を得て法律としての効力を与えられたものである。これが(B)の史料である。第二は、1941（昭和16）年3月10日の改定である。

明治国家は、内務省を通じて集会結社・出版などについて厳しい統制を加えてきた。しかし、大正期になると、普通選挙運動の拡大に象徴されるように、政治の大衆化が進展するとともに、行政警察的な手段で政治活動をただ抑制するというだけでは、有効な治安政策とはいえないとなった。治安警察の再編成はまた、1917（大正6）年11月のソビエト革命の成功および日ソ間の新しい関係が与えるであろう政治的影響に対処する上でも、要求された。1920（大正9）年前後には、国内の革命運動を推進しようとする勢力の台頭を抑えるために、新しい形態の治安立法を制定することが、欧米諸国で行われた。

1923（大正12）年12月末の難波大助による摂政宮裕仁親王（のちの昭和天皇）暗殺未遂事件である虎の門事件では、当局は彼の思想的な背景をことさらに社会主義に結びつけ、マスコミも当局の思惑にそって宣伝した。この年の9月1日に起こった関東大震災での、大杉栄や平沢計七らの虐殺事件は、当局の手によるものでなかったにしても、これに象徴される「主義者」への作られた憎悪と偏見を、当局が最大限利用して、「主義者」取締りを強化する傾向に拍車をかけた。政府は、震災後の民心不安の鎮静を名目に「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」という緊急勅令を発した。これは治安妨害・人心惑乱にわたる流言浮説をしたものに重罰を科するものであって、治安維持法の先触れの役目を果たしたといわれる。

そして、1925（大正14）年に日ソ基本条約が締結されたことにより、日本でも共産主義勢力の台頭が危惧され、治安維持法を制定することによって国内での共産主義運動の禁圧がはかられた。また、同時に成立した普通選挙法との関係は、よく「アメとムチ」にたとえられる。「アメ」としての普通選挙法と「ムチ」としての治安維持法とが抱き合いで議会で提案されたからこそ、両方は表裏一体の形で成立し得たと考えられている。

●治安維持法の適用

治安維持法の最初の適用は、京都学連事件として知られるもので、京都大学の学生を主体に日本学生社会科学連合会（学連）関係者38名を、1926（昭和元）年1月15日、一斉検挙した事件である。本格的適用は、1928（昭和3）年の日本共産党弾圧事件である三・一五事件においてであった。「赤旗」^{あかはた}創刊、第1回普通選挙での労働農民党からの党員の立候補など、共産党の活動が活発化するのに対し、田中義一内閣は治安維持法違反容疑で党員などの活動家1600名以上（起訴483名）を一斉に検挙した。司法当局はこれを契機に、治安維持法の改定と取締り体制の拡充をはからうとした。

改定については、内閣および与党立憲政友会内部でも異論があり、実質的審議に付されないうちに会期終了で廃案になったのだが、田中義一内閣は次の国会を待って改定をするという手続きをとらず、議会で審議未了になった改定法案を、緊急勅令の形式で強引に実行に移した。明治憲法では緊急勅令の制度が設けられているが、議会の立法権が第一次的なものであり、緊急勅令のような副立法はあくまでも異常・例外的であるというのが大原則であった。

この改定では、「国体変革」と「私有財産制度否認」とを峻別し、「国体変革」の目的を持つ者を、より一層厳しく懲らしめようという考えがとられている。これ以降、「国体変革」は直接的に、かつ専一的に、共産主義の組織・運動に対する観念として定着することになる。死刑・無期懲役の導入は、共産主義の恐怖をおおる演出効果をねらったものであった。第二の改定点は、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」についての新設規定である。こうした目的遂行罪は、権力の側にとって便利この上ないものであった。当局はこれを使って、任意の人々を捕まえ、治安維持法違反を問うことができたからである。目的遂行罪は治安維持法の背骨を構成し、治安維持法の悪法性を代表するものとして、決定的に重要な役割を果たした。

三・一五事件をきっかけに特別高等警察が強化された点も重要である。特高警察が初めて設けられたのは、大逆事件直後の1911（明治44）年8月、警視庁（特別高等課）においてであった。ついで1912（大正元）年10月大阪府に、さらに大正末までには、北海道・神奈川・愛知・京都・兵庫・山口・福岡・長崎・長野の各府県に、それぞれ設置済みであった。三・一五事件の結果、1928（昭和3）年7月、特別高等警察課は全国残りのすべての県にも新設され、関係職員の定員の増加、予算の拡充が行われた。

翌年の四・一六事件は、第二の大量適用事件である。それ以降の度重なる摘発で実際上の日本共産党中央組織は消滅した。当局はやがて弾圧対象を共産党組織とは何の関係もない社会主義者、宗教活動家、知識人、学生らの研究会・読書会などの集会へと広げた。こうして結社取締りよりもむしろ思想取締りが重要視された。

●新治安維持法

1941（昭和16）年の第76回帝国議会において、治安当局の宿願であった治安維持法の全面改定が行われることになった。「国体変革」を目的とする犯罪と、「私有財産制度否認」を目的とする犯罪とを別々の条文にし、前者の犯罪については禁固刑をやめて、死刑の他懲役刑一本とし、かつ、それぞれの刑期を引き上げている。国体変革に関する犯罪をとくに重視し、威嚇的な効果をねらったものである。また、「目的遂行ノ為ニスル行為」というように、国体変革の目的で宣伝したり、その他その目的遂行のための行為をした場合に、これを处罚する規定が

新設された。1928（昭和3）年の緊急勅令で「目的遂行ノ為ニスル行為」を処罰対象とする規定が新設された時には、日本共産党という「結社」があって、その結社の目的に視する行為を処罰するものとして考えられていた。ところが、今度の新設規定のもとでは、日本共産党はもちろん、いかなる結社とも無関係に、純粋に個人の活動として、「国体変革」の目的を持って、宣伝したり、その目的に資する行為をしたりすれば直ちに処罰されることになった。こうして、改定治安維持法は、「結社」取締法から、名実ともに、個人の思想取締法へと転身を遂げたことになる。

さらに、重要な点は、大本教などに対しての弾圧を背景として、類似宗教団体の取締りを可能にした点、および、非転向者は刑期満了しても、再犯するおそれありとして拘禁し続けることができる「予防拘禁」が導入された点である。国家権力は勝手に特定の思想を持っていることを「犯罪」と見なし、しかも国家の手によって、そのような犯罪的思想の「入れ替え」をすることができると考えた上で、この制度を作り上げたのである。

【解答のポイント】

問4

<目的>天皇制批判を強める日本共産党の弾圧

- 「国体変革を目的とする犯罪」→重視。最高刑：死刑
「私有財産制度否認を目的とする犯罪」
- 「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」=目的遂行罪：任意の人を捕まえることが可能に
⇒議会で廃案となるも緊急勅令で制定←議会を軽視した行為と批判

解答例

問1 治安維持法。虎の門事件など無政府主義者による過激な活動。日ソ基本条約締結による日ソ国交樹立に伴う共産主義思想拡大阻止。普通選挙法制定。問2 三・一五事件。第1回普通選挙で無産政党が当選者を出し、また、非合法の日本共産党が党員を労働農民党から立候補させるなど公然と活動を行った。問3 思想取締りを目的としてこれまで主要府県のみに設けられていた特別高等警察が、全県に設置されて整備された。問4 天皇制廃止を主張する日本共産党への弾圧を強化するため、國体変革を目的とする犯罪と、私有財産制度否認を目的とする犯罪とを分け、前者を特に重視し最高刑を死刑にした。また、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」という目的遂行罪が規定され、組織外にある日本共産党の同調者に対しても法の適用を可能にした。この改正案は議会で審議未了のため廃案となったが、緊急勅令により強引に制定されたため、議会を軽視した行為として批判された。

(398字)

添削課題 (テキスト p 145 2000年 東大)

解説

【着眼点】

昭和初期の経済に関する典型的な問題である。「1920年代の慢性的な不況→井上準之助蔵相の金解禁→世界恐慌→高橋是清蔵相の金輸出再禁止→恐慌からの脱出」という流れは、すぐに思い浮かぶであろう。しかし、日本銀行で後輩・先輩の間柄であった井上・高橋の両蔵相が、当時の経済状況をどのように捉え、いかなる目的をもって政策を断行したのかについて、きちんと理解できているだろうか。ここでは、金本位制の仕組みから詳しく説明しておこう。また本問では、グラフの読み取りが大きなポイントを握る。当時の状況と重ね合わせながら、為替相場の変動と輸出金額の推移の関連をつかんでほしい。

【知識の整理】

●金本位制の理論

金本位制とは、一定額の紙幣と金貨とが交換できる制度のことである。日本では、1897(明治30)年に貨幣法によって「金2分(0.75 g) = 1円」と定められ、金本位制が確立した。現在の紙幣は金貨や銀貨と交換できたりはしない(金・銀との交換が可能な紙幣を「兌換紙幣」といい、交換できない紙幣を「不換紙幣」という)。ではなぜ戦前において、金本位制が世界各国の採用するグローバル・スタンダードでありえたかというと、当時の経済理論では、金や銀といった実体によって紙幣の価値は保証されると考えられていたからである(貨幣の価値とは本来、交換によって発生するものである。だから現在では、この理論は否定されている)。それに加えて、金本位制の導入が為替相場や貿易の動向に好影響を与えるとも考えられていた。金本位制の「自動調節作用」がこれである。

一国だけでなく、世界各国で金本位制が採用されるとすれば、あらゆる紙幣が金によって結ばれることになる(これを「国際金本位制」という)。円もドルもポンドも、一定額の金貨と交換できるのであるから、為替相場は安定するはずだ。しかも、多少均衡が崩れた場合にも、もとの安定に戻せる力が金本位制にはあると考えられていた。仕組みはこうだ。国際金本位制においては、各国間での取引を、紙幣ではなく金で行うことができる。今仮に、A・B 2国間の貿易を想定してみよう。

収支のバランスが崩れ、A国の輸入超過になったとする。A国からB国へ金が流出する。そうすると、A国の金保有量は減少するのだから、紙幣発行量を減らさなければならない(金本位制においては、「金保有量 = 紙幣発行量」が原則である。金保有量を超える紙幣を発行したら、兌換が成立しなくなってしまう)。デフレである。デフレとなれば、A国内の物価は下落するわけだから、輸出に有利な状況が生まれてくる。こうして輸入超過は解消される。このように、為替と貿易を安定させる作用が金本位制にはあると考えられており、これを「自動調節作用」と呼んだ。そして、井上準之助が金解禁に期待をかけたのも、この効果に他ならなかつたのである。

● 1920 年代の状況と金解禁

しかし、金解禁をしたいといつても、それほど簡単なものではない。1920 年代の恐慌の連続が、日本の金本位制への復帰を許さなかった。第一次世界大戦に際し、欧米各国は金流出を防ぐために相次いで金輸出禁止を決め、日本もこれに追随して 1917（大正 6）年に禁止した。戦後、復興を果たした諸国は次々に金解禁を行ったが、日本だけはそれができなかつたのである。事情はこうである。先程も述べたが、金本位制は「金保有量 = 紙幣発行量」が絶対の条件である。しかし、1920 年代の日本は相次ぐ恐慌に見舞われていた。1920（大正 9）年の戦後恐慌を皮切りに、1923（大正 12）年の震災恐慌、1927（昭和 2）年の金融恐慌、そしてその度に、政府は紙幣の大量発行によって当面の危機を回避してきた。抜本的な対策は先延ばしで、ツケはいつまでたっても解消されない。紙幣発行量が大幅に超過している状況であったため、日本は金解禁できなかつたのである。

そしてこれが、貿易にも深刻な影響を与えた。日本だけが金解禁できない状況の中で、円は信用を失っていた。そのため、為替相場は動搖しながら下落を続けた。為替が安定しないので、輸出も伸び悩む。国内は恐慌、貿易も不振。日本は出口の見えない慢性的な不況に陥っていたのである。

この状況を開拓すべく立ち上がったのが、立憲民政黨の浜口雄幸内閣の蔵相に就任した井上準之助であった。震災恐慌当時の第 2 次山本権兵衛内閣でも蔵相を務めていた彼は、金解禁にすべての望みを託した。先に述べた、「自動調節作用」による為替と貿易の安定である。しかし、そのためには準備が必要だ。ダブついた紙幣の整理を進めなければならない。いわゆる「緊縮財政」である。また、金解禁を行えば輸出の伸びも期待できるが、その逆に、輸入が激増して金が大量に流出する危険もある。そこで、国際競争力の強化をはかるため、物価の引き下げと産業の合理化を進めた。金解禁後の 1931（昭和 6）年、重要産業統制法を制定してカルテルの結成を奨励したのもこの一環である。こうして万全の状態を整え、さらには各種キャンペーンによって国民の同意を得た上で（「全国民に訴う」というビラを全家庭に配布した）、1930（昭和 5）年 1 月、金解禁を断行したのである。

● 世界恐慌と昭和恐慌

しかしこの解禁は、タイミングとしては最悪であった。国際経済は前年 10 月のニューヨーク・ウォール街の株価暴落（ブラック・マンデー）をきっかけに、未曾有の世界恐慌に突入していたのである。全世界的な恐慌なのだから、輸出が伸びるはずはない。とくに生糸は、アメリカ向けの主要輸出品として期待されていたが、この影響でまったく売れなくなり、価格が大暴落した（1920 年代の半額以下に落ち込んでいる）。その一方で、輸入は大幅に増加した。この金解禁では、「旧平価解禁」という手法が採られた。禁止した 1917（大正 6）年の時点での交換レート、100 円 = 49.85 ドルに戻すというものである。

しかしこれは、実質的な円の切り上げ（円高）を意味していた。前述の通り、円の価値は当時下落しており、グラフからもわかるように、46 ドル前後を推移していたのである。これをもとの価値まで引き上げたのが「旧平価解禁」である。国内にはこれに反対し、現状に見合つた為替設定を行うべきだという「新平価解禁」論も強かつたが（石橋湛山など）、井上は、国際的な信用を失いたくないという配慮から、そして「自動調節作用」によって均衡はうまく保

たれるという希望的観測から、「旧平価解禁」を採用したのである。しかし、それは完全に裏目に出了。世界各国は恐慌の中、輸出先を探していた。そこに口を開けて飛び込んでしまったのである。円高の状況下で、日本の輸入は激増した。この結果、金はまたたく間に海外に流出してしまったのである。

こうして、金解禁は完全に失敗に終わった。世界恐慌のあおりを受けた輸出の減少・輸入の増加と、金解禁のために行なった緊縮政策による不況が重なり、昭和恐慌に陥った。都市では失業者が増大し、農村でも農家は生糸を中心とする農産物価格の暴落によって困窮し、女子の身売りや欠食児童が続出したのである。浜口首相は「統帥権干犯問題」で暴漢に襲われて退陣し、続く第2次若槻内閣も満州事変の勃発とともに総辞職を余儀なくされて、井上も蔵相の座を降りることになった。

●金輸出再禁止

こうして立憲政友会の犬養毅内閣が成立すると、蔵相に就任したのが高橋是清である。田中義一内閣の蔵相として金融恐慌を収束させた実績を持つ彼は、1931(昭和6)年12月、就任早々に金輸出を再禁止した。そして、既成の概念にとらわれない様々な政策を断行したのである。まず、紙幣の発行額を政府が管理統制できるようにした。これが「管理通貨制度」である。そして、これをを利用して「積極財政」と呼ばれる極端なインフレ政策を実行した。予算を軍事費と時局匡救費（農村救済のための公共事業投資）につぎ込み、財源は日銀の買い取り方式による赤字公債の発行でまかなった（この方式ならば無制限に公債を発行できる）。これにより重化学工業が大いに発達し、軍部と結びつく形で新興財閥も成長して、1933(昭和8)年に世界恐慌以前の生産水準にまで回復した。

高橋はさらに、為替と貿易に対しても新しい手を打つ。金輸出再禁止によって円は再び下落を始め、一時は100円=20ドルを割り込むことさえあったが、高橋はこの円安を利用して、積極的に輸出を伸ばそうと考えた。とくに綿織物は東アジア諸国で順調に売上を伸ばし、輸出額はついにイギリスを抜いた。このように、意図的に円安操作を行って輸出の伸長をはかる政策を「低為替政策」という（高橋は国内でインフレを喚起して、紙幣価値を落とした）。こうして、列強諸国から「ソーシャル=ダンピング」との批判を受けながらも、日本は世界に先駆けていち早く恐慌から脱出することに成功したのである。そこには、金本位制の限界を見抜いた高橋の先見性と決断が光る。

しかし、よかつたとばかりとはいえない面もある。軍事費の膨張は、軍部の発言力を増大させた。一応の景気回復を達成した時、高橋は軍事費の膨張を抑制しようとしたが、軍部の反発を招き、1936(昭和11)年、二・二六事件で暗殺され、以後日本は戦争への道を歩むことになるのである。

【解答のポイント】

- ① 1920年代：慢性的な不況が続く
《井上準之助蔵相（立憲民政党、浜口・第2次若槻内閣）》
- ② 緊縮政策・産業合理化：紙幣の整理と国際競争力の強化をはかる
- ③ 金輸出解禁（1930. 1）：為替と貿易の安定をはかる
- ④ (but) 世界恐慌の影響を受け、輸出激減・金流出⇒昭和恐慌に陥る
《高橋是清蔵相（立憲政友会、犬養・斎藤・岡田内閣）》
- ⑤ 金輸出再禁止（1931. 12）：管理通貨制度に移行
- ⑥ 積極財政：赤字国債の発行と軍事費の拡大
- ⑦ 低為替政策：円安を利用して、アジアでの輸出を拡大⇒恐慌からの脱出

解答例

1920年代の慢性的不況を開拓するため、井上準之助蔵相は緊縮政策と産業合理化を行い、金輸出解禁を断行して為替と貿易の安定をはかった。しかし世界恐慌の影響で輸出は激減し、金が流出して昭和恐慌を招いた。そこで高橋是清蔵相は金輸出再禁止を行い、積極財政と低為替政策によって輸出の拡大をはかり、恐慌から脱出した。

(150字)